

振り込め詐欺にご注意ください

振り込め詐欺の被害が拡大しています

「オレオレ詐欺」「架空請求詐欺」「融資保証金詐欺」に加え、平成 20 年に入ってから「還付金等詐欺」の被害が増加しています。 組合員皆様のご注意はもとより、ご家族を含め被害にあわないよう十分にご注意ください。

還付金等詐欺とは

税務署や社会保険事務所などの公的機関を装い、「税金の還付をいたしますので、ATMでお手続きをしてください」などのうたい文句でATMを利用して現金を振り込ませる詐欺の事です。

携帯電話を使用してATMの操作を指示することが特徴であるため、当組合でもATM前で携帯電話を使用している場合は、お声を掛けさせていただくがございますのでご了承ください。

オレオレ詐欺とは

息子（娘）や孫などの親族を装って「交通事故を起こしてしまったので示談金を振り込んで欲しい」「痴漢をして捕まったので示談金を振り込んで欲しい」などの理由で現金を振り込ませる詐欺の事です。

従来は本人を装って電話をしてくることが主流であったため「オレオレ詐欺」と呼ばれていますが、最近では警察官や駅員、弁護士などを装い示談金を振り込ませる等手口が多様化しています。

架空請求詐欺とは

「出会い系サイトの利用料金」や「有償サイトの利用料金」など架空の事実に関する請求をハガキやEメールで送付し、その利用料金として現金を振り込ませる詐欺の事です。被害者の多くは20歳から30歳代の男性です。

融資保証金詐欺とは

消費者金融などを装い、実際には融資はしないにも関わらずあたかも融資をするようなことを言って、「保証金」、「保証料」、「保険料」など様々な名目で現金を振り込ませる詐欺の事です。

被害にあわないためには

「すぐに振り込まない」「一人で悩まない」

急いで振り込むように言われますが、まずは家族や友人、同僚など身近な人に相談してみてください。最寄りの交番・警察署、金融機関などでも大丈夫です。第三者に話すだけでも冷静になることができ、振り込め詐欺の被害を避けることができます。

また、公的機関がATMの操作方法を携帯電話で指示し、還付金等の請求手続きをおこなうことはありません。

万一被害にあわれてしまった場合は

振り込み先の金融機関に問い合わせをしてください。平成20年6月21日に振り込め詐欺等の被害者に対し、被害回復分配金の支払手続き等を定めた「振り込め詐欺救済法（犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払い等に関する法律）」が施行されています。

金融機関窓口などの取引時の情報提供にご協力ください。